

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 0 8 9 号

令 和 7 年 9 月 4 日

各 郡 市 等 医 師 会 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会

常 任 理 事 吉 賀 攝

アトモキセチン製剤の安定供給について

標記について、厚労省より各都道府県衛生主管部(局)宛に事務連絡が発出された旨、日医担当理事より別紙のとおり通知がありましたので、貴会関係医療機関等への周知方  
よろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政 昭

（公印省略）

### アトモキセチン製剤の安定供給について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡「アトモキセチン製剤の安定供給について（協力依頼）」が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

アトモキセチン製剤につきましては、ニトロソアミン類が検出されたことを受けて、令和 6 年 9 月に先発医薬品の新規製造が停止されたこと等により、後発医薬品の製造販売業者が限定出荷を行う状況が生じています。一方で、令和 7 年 6 月時点での、アトモキセチン製剤の総供給量は、先発医薬品の製造が停止する前の総供給量を上回っている状況であり、今後さらに、複数の後発医薬品の製造販売業者が、増産等の更なる安定供給に向けた取組を行うとのこととなります。

本事務連絡は、以上の状況について医療機関への周知を依頼するものです。また、必要な患者に適切に供給できるよう、医療機関等での過剰な発注は控えていただくとともに、薬局において自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整を行うことについての周知が依頼されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和7年8月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

アトモキセチン製剤の安定供給について（協力依頼）

平素より、国内の感染症対策に御尽力、御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙のとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和7年8月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### アトモキセチン製剤の安定供給について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力、御協力を賜り誠にありがとうございます。

アトモキセチン製剤については、ニトロソアミン類が検出されたことを受けて、令和6年9月に先発医薬品（ストラテラカプセル及びストラテラ内用液、日本イーライリリー株式会社）の新規製造が停止されたこと等により、後発医薬品の製造販売業者が限定出荷を行う状況が生じています。

一方で、アトモキセチン製剤は、主に後発医薬品の製造販売業者が供給を行ってきたこと、また、後発医薬品の製造販売業者において、今回の事態を受け増産等の対応を行っていること等から、令和7年6月時点での、アトモキセチン製剤の総供給量は、先発医薬品の製造が停止する前の総供給量を上回っている状況です。また、今後さらに、複数の後発医薬品の製造販売業者が、増産等の更なる安定供給に向けた取組を行うこととしていると承知しています。

については、貴管下関係医療機関等に対して上記状況の周知をお願いします。

併せて、アトモキセチン製剤について、必要な患者に適切に供給できるよう、医療機関等におかれては、過剰な発注は厳に控えていただくとともに、薬局におかれては、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと、についても周知をお願いします。